

# 4月1日(木)から ごみの収集が変わります

20年4月から実施した「容器包装プラスチックは資源」「容器包装以外のプラスチックは可燃ごみ」として回収する「新分別」で、不燃ごみの収集量は大幅に減少しています。そのため、効率的な収集と将来的な区民負担減を目的として、不燃ごみの収集回数を週1回から月2回に変更します。

各地域の収集曜日は、「資源・ごみの正しい分け方・出し方(保存版)」と同時に全戸配布する「資源・ごみ収集曜日一覧」でご案内しています。3月25日(木)までに届かない方は、お問い合わせください。

## 不燃ごみは月2回の収集とし 名称を「金属・陶器・ガラスごみ」に変更します

### 主な「金属・陶器・ガラスごみ」



- ※割れたガラス・陶器・刃物などは厚紙などで包み「危険」と表示してください。
- ※蛍光灯・電球は紙ケースに入れてください。
- ※使い捨てライターは必ず使い切ってから出してください。

【問合せ】

新宿清掃事務所 ☎ (3950) 2923  
新宿東清掃センター ☎ (3353) 9471  
歌舞伎町清掃センター ☎ (3200) 5339へ。

## スプレー缶・カセットボンベを 資源として回収します

びん・缶・ペットボトルの回収拠点に、新たに専用の回収容器(緑色のコンテナ)を設置して回収します。回収日は週1回、びん・缶・ペットボトルと同じ曜日です。

キャップを取り、中身を使い切ってから出してください



化粧品・飲み薬のびんも、4月1日(木)から資源として回収します。びん・缶・ペットボトルの回収拠点の黄色い回収容器(コンテナ)に、ふたを取って、必ず中身を使い切ってから出してください。

## 3月27日(土)・4月3日(土) 区役所本庁舎の一部の 窓口を開きます

3月下旬~4月上旬は、引っ越しなどに伴う転入・転出の届け出等においてになる方で窓口が大変込み合うため、土曜日に一部の事務を取り扱います。

【開設日時】3月27日(土)・4月3日(土)、いずれも午前9時~午後5時  
※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。  
※来庁の際は、本庁舎1階の出入口をご利用ください。第1分庁舎やサブナードからの連絡通路は利用できません。

取り扱い事務	開設場所・問合せ
転入・転出・転居の届け出 (日本国籍の方のみの取り扱い)	戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎ (5273) 3601
印鑑登録・廃止の届け出	
住民基本台帳カードの交付	
電子証明書の交付(3月27日のみの取り扱い)	
自動交付機の利用登録	戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎ (5273) 3601
証明書の発行	
住民票の写し、住民票記載事項証明書	
不在住証明書	
印鑑登録証明書	戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階) ☎ (5273) 3509
戸籍の附票の写し	
戸籍・除籍謄抄本 戸籍・除籍記載事項証明書	
身分証明書	
不在籍証明書	戸籍住民課外国人登録係(本庁舎1階) ☎ (5273) 4094
外国人登録原票記載事項証明書	

取り扱い事務	開設場所・問合せ
国民健康保険	
資格の取得(退職証明書または社会保険等資格喪失証明書が必要)、資格の喪失(職場の健康保険証が必要)、被保険者証等の再交付	医療保険年金課国保資格係 (本庁舎4階) ☎ (5273) 4146
療養費申請受付、出産育児一時金申請受付、高額療養費申請受付、葬祭費申請受付	医療保険年金課国保給付係 (本庁舎4階) ☎ (5273) 4149
保険料の収納、保険料過誤納金の還付、口座振替依頼書の受付	医療保険年金課国保収納係 (本庁舎4階) ☎ (5273) 4158
保険料の納付相談	医療保険年金課納付相談係 (本庁舎4階) ☎ (5273) 3873
国民年金	
資格関係届の受付、保険料免除申請、保険料学生納付特例申請の受付	医療保険年金課年金係 (本庁舎4階) ☎ (5273) 4532
後期高齢者医療制度事務全般	高齢者医療担当課高齢者医療係 (本庁舎4階) ☎ (5273) 4562
子どもに関する手当の申請受付、子ども医療費助成申請受付(ひとり親家庭・障害児の方を対象とする手当を除く)	子どもサービス課子ども医療・手当係 (本庁舎2階) ☎ (5273) 4546

## 住所が変わったら必ず届け出を

戸籍住民課または区内10か所の特別出張所で手続きをしてください

- ◎転入届…区外から住所を移したときは、引っ越しをした日から14日以内に、転出証明書を持って届け出てください。
  - ◎転出届…区外に住所が変わるときは、引っ越しをする前に届け出てください。
  - ◎転居届…区内で住所が変わるときは、引っ越しをした日から14日以内に届け出てください。
- 本人確認ができる書類(左表の★を参照)を必ずお持ちください。代理人の方が窓口に来る場合は、委任状も必要です(本人と同一世帯の方が手続きをする場合は不要)。
- 3月下旬~4月は戸籍住民課の窓口が大変混雑します。特別出張所でも手続きができますので、ご利用ください。
- 【問合せ】▶戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎ (5273) 3601・☎ (3209) 1111(区役所代表)、▶特別出張所へ。